

岐阜県先天性代謝異常検査等事業検討会設置要綱

(目的)

第1条 新生児を対象とした先天性代謝異常検査等事業にかかる検査及び療養支援体制のあり方について検討するため、岐阜県先天性代謝異常検査等事業検討会（以下「検討会」）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項について意見交換・検討を行う。

- 1 先天性代謝異常検査に関すること
- 2 先天性代謝異常検査等診療コンサルテーションネットワークに関すること
- 3 患児の療養支援に関すること
- 4 その他全号に附随する事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に定める委員で構成する。

- 2 検討会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 検討会の委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討会は、県が、必要に応じて招集する。

- 2 検討会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 県は、必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 検討会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、健康福祉部子ども・女性局子育て支援課に置く。

- 2 検討会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

岐阜県先天性代謝異常検査等事業検討会名簿

【構成員】

	所 属
学識経験者	岐阜大学大学院医学系研究科小児科学
新生児医療専門家	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター新生児センター代表
	大垣市民病院小児科代表
小児医療専門家	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター小児科代表
	岐阜市民病院小児科代表
	社会医療法人厚生会中部国際医療センター小児科代表
	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院小児科代表
	岐阜県立多治見病院小児科代表
	高山赤十字病院小児科代表
岐阜県医師会	岐阜県医師会代表
岐阜県小児科医会	岐阜県小児科医会長
岐阜県産婦人科医会	岐阜県産婦人科医会会長
検査機関	岐阜県公衆衛生検査センター職員代表
市町村代表	市町村保健活動推進協議会保健師部会代表

【オブザーバー】

保健所代表	岐阜県保健所健康増進課長代表
希少疾患専門家	岐阜大学大学院医学系研究科小児科学
産科医療専門家	岐阜大学大学院医学系研究科産婦人科学

(敬称略、順不同)